

青色申告をしている農業者の皆様 泉崎村では収入保険の 保険料の1/3を助成します

泉崎村の農業者の経営安定化を目的として、
農業経営収入保険に加入する農業者に対して、
その保険料の一部を助成します。

※収入保険の加入には、青色申告を行っている必要があります

補助事業概要

- ・ 補助率：保険料の1/3以内（100円未満は切り捨て）
- ・ 補助額上限：10万円

※補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限り

交付要件

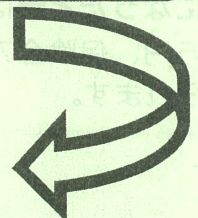
- (1) 村内に住んでいる方
(法人は本店、または事務所を泉崎村内に有する者)
- (2) 令和4年分以降を保険期間とする収入保険に加入し、
保険料を全て支払った者

※詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせ下さい

お問い合わせ先

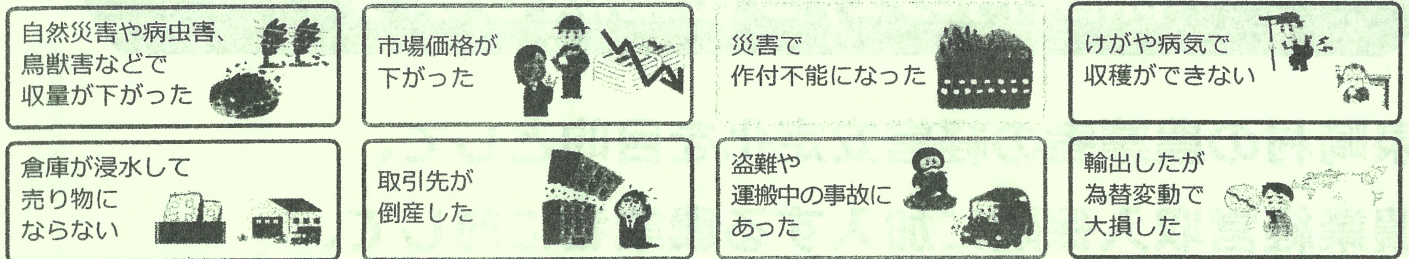
- 泉崎村の補助事業：泉崎村役場 産業経済課（53-2430）
- 収入保険：福島県農業共済組合 白河出張所（27-1121）

収入保険については、裏面へ



収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。
- ◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。

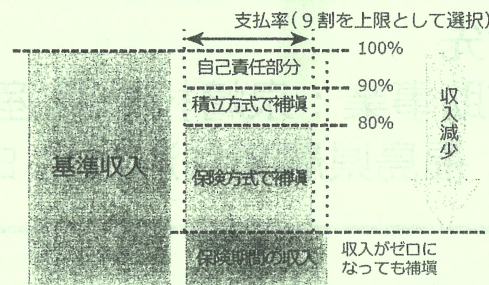
(3) 補填の仕組み

- ◎ 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。
 - ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
 - ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
 - ※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。
- ◎ 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)
 - ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(令和5年1月より、50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。
 - ※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
 - ※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。
 - ※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

➡詳しくは次のページへ！

「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定